一般社団法人
福岡県損害保険代理業協会 福岡東支部

発行者 福岡東支部 支部長　中島 克海［株式会社グッド・サポート］

福岡東 代協だより

第29号
発行：2016年3月

1月22日　福岡県代協 新春セミナー＆賀詞交歓会　in KKRホテル博多

「改正保険業法をみすえて」
～代理店の将来は？～

この度の保険業法改正にあたって、金融庁は監督指針で代理店がやるべきことをかなり具体的に示しています。中でも目をひくことのひとつが**「保険比較サイト」**に対する規制の強化です。これまでは募集人資格なしでもサイトを運営することが出来、規制の対象とならない“野放し状態”でしたが、今後は「募集関連業務」として、委託した第三者が不適切な行為を行わないよう、募集人は管理責任が問われることになっています。誤った商品説明や、特定商品の不適切な評価など、募集人が募集行為を行う際に顧客の正しい商品理解を妨げる恐れがある行為を行っていないか、厳しいチェックが必要です。

情報提供義務にびびる必要はまったくない

代理店に義務付けされたことのひとつ「情報提供義務」。募集に際して顧客が保険加入の適否を判断するのに必要な情報の提供を行うことが求められています。保険金の支払い条件・保険期間・保険金額、その他顧客に参考となるべき情報（ロードサービス等の付帯サービス等）の提供は、これまでにも行っているはずです。乗合代理店はこれらに加えて「比較推奨販売」のため、取扱商品の一覧を提示したり、商品の推奨理由を明らかにする必要があります。

意向確認には注意が必要（体制整備との関連に注意）

これまで保険会社が求めて来た「意向確認書」は、顧客に直接対応しない保険会社が定めた書式にあてはめていくものでしたが、今後は顧客をよく知る代理店が顧客の意向を確認することになります。よく知っているが故に何を意向とすべきか迷うことも想定されます。そんな時のためにも、顧客の意向を把握したことを帳票等で確認し、記録として保管しておくという体制を整えておく必要があります。代理店の組織としての体制を整えるのとは別の側面をもつ「体制整備」です。

例）自動車保険の契約者である顧客には１７歳の息子さんがいます。契約更改の際には「年齢条件」をはずす話が必要であることを認識しています。
さて、更改時、契約者は保険料が大幅に上がることから年齢条件を外すことを躊躇します。ここで顧客の意向のまま更改すると・・・。

体制整備は「形」にする（社内規定）

保険募集に関する法令等の遵守・保険契約に関する知識・内部事務管理態勢の整備（顧客情報管理）等について、社内規定等に定めて役員・使用人の適切な教育・管理・指導を行う必要があります。規定の整備が終わっていない代理店は早急に行い、改正保険業法の施行に備えましょう。

＜講演後の質問＞
タブレット端末で契約完了した場合は帳票がありません。意向把握の記録として別途必要ですか？

➡ 必要です。代理店独自で残し保管しておくべきでしょう。大変ですが・・・。

講師：大塚 英明氏
［早稲田大学大学院　教授］

【損害保険トータルプランナー】資格取得者の紹介と、記念品の授与式もあわせて行われました。取得された方、おめでとうございます。

賀詞交換会ではアコースティック・フォークグループ『テレベルト・グリーン』による生演奏が披露されました。財津和夫さんもメンバーだった『フォーシンガーズ』リーダーが率い、西南学院大学 OB で結成されています。

2月26日　福岡東支部　例会　in あいおいニッセイ同和損保 福岡支店　会議室

●寒波事故対応について

あいおいニッセイ同和損保の事故受付状況は２月１７日の時点で約1900 件に及び、そのうち約 400 件が解決済み。凍結による水道管破損への対応は、保険商品・プラン・販売時期によって異なっており、2013 年 10 月以降が保険始期となる契約ではオールリスク型では補償対象となるが、それ以前が保険始期となる契約では、商品によって補償対象が異なっている。ただし「専用水道管」の修理費用は保険金支払いの対象となっている。

この他、参加した会員それぞれの状況を報告し、情報交換を行いました。

●代理店各社の「体制整備」実施状況について

下記の問題の答えは？
複数の保険会社を乗り合っている代理店で顧客から『●●社の■■■で契約する』と言われた。その場合、代理店に「意向把握」と「情報提供」の義務はあるか？

➡ **義務がある！**
顧客が必要としていなくても代理店には義務があります。義務を果たさなかった場合の罰則規定もあります。

＜各社の状況＞
・顧客との対応をグループウェアに登録する設定が終わり、１月からスタートしている。
・更改時に他社へ切り替える際はアンケートをとる。
・福岡県代協から送られてくる「体制整備の豆知識」が非常に参考になる。　など。

法律ワンポイント相談室【アトラス法律事務所】

２月支部例会の「法律ワンポイント講座」では、いよいよ手元に通知カードが届き、運用が始まった**マイナンバー**についての解説です。個人情報保護法とあわせて詳しくお話いただきました。

	個人情報保護法	マイナンバー法
内 容	個人情報（氏名、生年月日など特定の個人を識別することが出来る情報）を保護する。 一般法のため、マンナンバー法（特別法）の前提。 指紋・顔認識データの他、運転免許番号のような個人特定につながる番号・文字・記号も個人情報。	個人情報のうち、 ・マイナンバー自体 ・特定個人情報 （マイナンバーを含有する個人情報） を対象とする。
対象となる事業者	過去６ヶ月にわたり 5,000 人以下の個人情報しか保有していない事業者は規制の対象外。 ⬇ 法改正により、平成 29 年８月までに全事業者が対象となる（個人事業主も）。	全事業者が「個人番号関係事務実施者」として規制の対象になる。 個人事業主も対象。
流出等に対するペナルティ	「役員・従業員」の犯行につき、事業者も刑事責任を問われることがある。 民事の賠償責任については、現在もすでにリスクは有り。今後は改正法の枠組みの中で、責任が重くなる方向に進むと考えられる。	

個人情報は
ルールにのっとって収集し、
ルールを作って管理しましょう。
ただしマイナンバーはなるべく「持たない」ことです。

ご不明なことは、お気軽にご相談ください。

【注意すること】
①情報「取得」・・・利用目的を明示して通知・公表。マイナンバーは更に、取得時の本人確認が必要。
②安全管理対策・・・個人情報のレベルに応じて、ルール化・教育・物理（アナログ的）・技術（デジタル）で対策し、記録と PDCA サイクルで運用する。委託の場合も同様。
③削除・廃棄　・・・個人情報保護法では「努力義務」。マイナンバー法では不要なものは「保管禁止」。速やかに、復元できない手段で廃棄・削除し、その記録を残す。

【禁 止 事 項】
①目的外利用　・・・個人情報保護法は、取得時に明示した目的と関連する用途でも利用可能な場合あり。マイナンバー法は、目的外利用は一切禁止。　【公的目的の制度であるため】
②第三者へ提供・・・個人情報保護法は、本人の同意があれば認める。マイナンバー法は、全面禁止。子会社・共同利用も不可。

以上が両法の概要です。保険代理店業務においては、下記のようなことが必要となります。この機会にぜひ早めの対策を！

●情報管理の取組み（マイナンバー関係はすぐに！　個人情報関係も速やかに）
●従業員に対して（スタッフの手持ち情報を吸い上げて管理、独立等の場合の持ち出しへの対策、就業規則変更も検討すべき）
●個人情報流出にかかる保険商品や、節税ニーズへの対応準備